

令和6年(令和5年分所得)納税相談日程

実施日	会 場	対象地区	相談受付時間
2月16日(金)	役場 2階 第2会議室	北之谷・熊野	午前9時～午後4時まで
17日(土)	—	—	—
18日(日)	—	—	—
19日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	戸室・火の口	午前9時～午後4時まで
20日(火)		役原・関田	
21日(水)		原	
22日(木)		本宿	
23日(金・祝)	—	—	—
24日(土)	—	—	—
25日(日)	—	—	—
26日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	新田	午前9時～午後4時まで
27日(火)		五領	
28日(水)		梅沢・茶屋ヶ松	
29日(木)		判形	
3月1日(金)	役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
2日(土)	—	—	—
3日(日)	役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
4日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
5日(火)			
6日(水)			
7日(木)			
8日(金)	—	—	—
9日(土)	—	—	—
10日(日)	—	—	—
11日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
12日(火)			
13日(水)			
14日(木)			
15日(金)	—	—	—

※2月中の午後は、比較的空いています。(どの地区の方でも相談受付できます。)

~~~~~ お 願 い ~~~~~

※納税相談について

必要と思われる方は相談にお越しください。

◎役場で受け付けできないもの

土地や建物、株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を受ける方で1年目の方、青色申告、消費税申告をする方は直接中之条税務署へ申告をお願いいたします。

◎事業収入のある方へ

記帳・帳簿書類の保存がない方で、事業収入が300万円以下の方は、雑所得になります。

記帳・帳簿書類の保存がない方で、事業収入が300万円超の方は、おおむね雑所得になります。

雑所得の申告では、農業所得のマイナス申告等(損益通算)ができません。

記帳・帳簿書類は納税相談会場へ持参してください。

◎農業収入のある方へ(自家用の分だけを作っている方を含みます。)

事前に、『農業所得基礎資料報告書』に収入経費等を記入のうえ、領収書と併せて相談会場へ持参してください。

(「農業所得基礎資料報告書」は、12月末に全世帯に配布しています。)

◎医療費控除のある方へ

事前に、家族個人・病院毎に医療費領収書をまとめ、個別に小計を計算のうえ、相談会場へ持参してください。

- ・今後も、相談時間の短縮に向け努力いたしますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
- ・ご不明な点等ありましたら、役場税務会計課までお問い合わせください。☎0279-63-2111(内線31・32)

納税相談に必要なもの

令和5年分確定申告(納税相談)に必要なものは主に以下のとおりです。納税相談に来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

◆ 共通事項

・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等

※個人番号通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。

・預貯金通帳(申告者本人名義のものに限る)

※金融機関名と口座番号がわかれば通帳でなくてもかまいません。

◆ 農業収入がある方

・「農業所得基礎資料報告書」(事前に配布してあります)

・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

・帳簿(平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存は義務化されています)

◆ 給与収入のある方

・「源泉徴収票」又は「支払証明書」(勤務先より配布)

◆ 年金収入のある方

・「源泉徴収票」(年金支払機関より送付)

※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 税務署から案内通知が送付された方

・「確定申告の案内通知」(税務署から送付されたもの)

◆ 左記以外の収入のある方

・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

◆ 医療費控除を受ける方

・「医療費の明細書」及び「領収書」、「医療費のお知らせ」(各医療保険者から送付されたもの)

※個人ごと・医療機関ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

◆ 国民年金保険料控除を受ける方

・「控除証明書」(日本年金機構から送付)

※紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 生命保険料控除・地震保険料控除(長期損害保険料を含む)を受けられる方

・「控除証明書」(保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください)

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-63-2111(内線31)

福祉有償運送サービス (輸送サービス)の利用について

高山村社会福祉協議会では上記のサービスを行っています。

利用されるにあたっては、次の要件が有ります。

- ・介護保険制度の要介護認定で「要支援1」以上の判定を受けている方
- ・身体障害者手帳を有する方

が利用できます。

また、利用に伴い「1km当たり40円」が自己負担となります。

利用される場合は、事前に申し込みが必要になりますので、高山村社会福祉協議会(☎0279-63-2075)までお問い合わせください。

納税相談会場における 感染防止対策について

●納税相談会場にお越しになる方へお願い

インフルエンザや新型コロナウイルス感染防止の観点から、発熱、咳、風邪等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日改めて来庁していただくようお願いいたします。

●役場入口での納税相談(確定申告)受付の実施

高山村役場正面玄関入口において、納税相談(確定申告)の受付を実施します。受付表に氏名、行政区番号、相談する人数、携帯番号をご記入いただき、箱へ投函してください。

順番になりましたら、呼びいたします。大会議室または車の中でお待ちください。

福祉バス「事前予約制」のご利用について

福祉バスは、毎週月曜日から土曜日まで各バス停を決まった時間に無料巡回運行しておりましたが、利用者の利便性向上を目的として令和5年10月より事前予約制に移行しています。詳しい利用方法等については次のとおりです。

1 利用方法

ご利用には電話での事前予約が必要です。
(当日予約はできません)

2 予約先

高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075
【受付時間】平日の午前8時30分から午後5時まで(利用日の前日予約は午後3時まで)
予約の際に利用開始時間(乗車場所)、行き先、
帰りの時間(下車場所)をお伝えください。
※片道のみのご利用や公共交通機関への乗り換えも可能です。

3 利用条件

高山村に居住している方ならどなたでも利用可能(年齢制限なし)
ただし、学生の登下校等におけるご利用はできません。

4 運賃 無料

5 運行時間

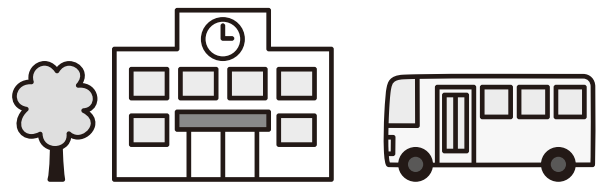
平日の午前9時30分から午後3時30分まで
(12時から12時45分を除く)
運行時間内であれば、好きな時間に乗車予約することができます。

6 運行範囲

村内限定運行

7 ご利用上の注意

- (1) 予約を変更・キャンセルする場合は、当日の午前9時までにご連絡ください。
- (2) 乗車時間に予約した方がいない場合はキャンセル扱いになります。
- (3) 他の乗客と乗り合いになる場合があります。
- (4) 乗車希望時間に予約できない場合があります。
- (5) まとめて予約する場合は、2件まで予約を入れることができます。
- (6) ご利用を希望する日の1週間前から予約可能です。
- (7) 医療機関への送迎はご利用時間が読めないため、送りのみの対応となります。



高山村育英基金(奨学金)の貸与について

村では、高等学校以上の学校、またはこれに準ずる機関において修学する方に育英基金を貸与する事業を実施しています。

この事業は、高山村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀な子女が、経済的理由により修学をあきらめることなく、有用な人材に成長していくことを目的としています。

育英基金貸与のご希望・ご質問などがありましたら、高山村教育委員会事務局へご連絡ください。

- 受付期間 令和6年2月1日(木)から
令和6年3月29日(金)

《お申し込み・お問い合わせ先》
高山村教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

福祉医療費(子ども資格)の対象年齢拡大に伴う「福祉医療費受給資格者証」の発行について

令和5年10月から群馬県の福祉医療制度により高校生世代(18歳となる年度の年度末まで)まで医療費(保険診療分)が無償となりました。

対象となる子ども(平成20年4月2日生～)の保護者に対し、令和6年4月1日から使用できる受給資格者証を郵送いたします。医療機関等を受診される際にはご提示いただきますようお願いいたします。

なお、現在お手元にある受給資格者証は、期限を過ぎると使用できませんので、高山村役場住民課へご返還いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記担当者までご連絡をお願いいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 齊藤
☎0279-63-2111(内線66)

パブリックコメント(意見募集)

パブリックコメントとは、村の基本的な政策を立案する過程で素案を公表して、住民の皆さんから広く意見を募集し、提出された意見などを考慮して村の意思決定を行うものです。

- **募集案件名** 「高山村第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」
- **公表方法** 高山村役場保健みらい課窓口、村ホームページ
- **募集期間** 令和6年2月1日(木)～令和6年3月1日(金)
- **提出方法** 高山村役場保健みらい課窓口に持参、郵便、又は電子メール



《提出・お問い合わせ先》 〒377-0702 群馬県吾妻郡高山村大字中山3410番地
高山村役場 保健みらい課 ☎0279-63-1311 FAX: 0279-63-1310
電子メール: hoken-takayama@vill.takayama.gunma.jp

高山村農業振興地域整備計画変更(除外)の申出について

高山村では、村内の土地の用途について、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき農用地区域など、「高山村農業振興地域整備計画」において指定しています。

この計画により定められた農用地区域は、集团的に存在する農地、農業公共投資の対象となった農地及び生産力の高い農地であり、今後10年以上に渡って保全し、農業の近代化のための各種施策を展開していく重要な区域であります。通常、農用地区域内の土地(青地)は、農業以外の目的には利用できないことになっていますが、やむを得ず農業以外の用途(住宅等)に転用しようと希望する場合は、あらかじめ農用地区域から除外する手続きが必要になります。

農用地区域の指定は、地番ごとに定められていますので、当該土地が農用地区域内であるかどうかを農林課で確認し、対象となる農用地である場合は「高山村農用地区域の変更(除外)申出に係るガイドライン」に基づき、下記のとおり手続きをしてください。

●高山村農業振興地域整備計画変更(除外)上の留意事項(除外の要件の主なもの)

- ①当該農用地以外に農用地区域外の土地をもって代えることが困難である(他に代替できる土地がない)
- ②農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③農用地の集団化、農作業の効率化、そのほか土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

- ⑤当該変更にかかる土地が、土地改良事業等実施区域内にある土地に該当する場合にあっては、当該事業の完了後8年を経過している土地であること
- ⑥他法令(農地法など)の許可見込みがあること

●除外申出の対象となる農用地

申出の対象となる農用地は、当該土地において計画する開発行為が、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ①住宅(共同住宅及び建売住宅を含む)で集落に接続して設置されるもの
- ②申出地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。ただし、太陽光を電気に変換する設備を設置するものを除く。

●受付期間

令和6年3月29日(金)締め切り

●除外申出関係書類(高山村公式HPに★様式が掲載されています)

- ①高山村農業振興地域整備計画変更(除外)申出書★
- ②変更理由書★
- ③案内図(位置図)
- ④土地の利用計画を示す図面(建物等の配置図)
- ⑤土地の登記事項証明書(申出書提出日前3月以内に発行された全部事項証明書に限る)
- ⑥土地の位置を示す地図(住宅地図等で位置の分かるもの及び公図等)
- ⑦委任状(代理人申請の場合)
- ⑧確約書★
- ⑨同意書(共有名義の場合)
- ⑩その他、高山村長が必要と認める書類

●申請方法

高山村役場農林課へ上記書類を提出してください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

農業用免税軽油の申請手続きの集中受付期間が始まります

軽油に課される軽油引取税(32.1円/L)は、農業に使用する場合など、予め手続きを行うことで免除されます。

●免除の対象

ほ場での耕うん、栽培管理等、農業者が農作業を行うために使用する機械の燃料として使用する軽油となります。

●手続き手順

1. あらかじめ県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行います。
※申請には「耕作証明書」や使用する農業用機械の確認書類が必要です。

2. 交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用します。
3. 使用後、伝票や領収書などとともに、数量などを報告します。

●受付集中期間

令和6年2月1日(木)~20日(火)

●申請場所

吾妻行政県税事務所(中之条合同庁舎1階)

《お問い合わせ先》

- 申請・手続き方法 吾妻行政県税事務所(☎0279-75-3300)/県庁税務課(☎027-226-2198)
- 制度・臨時窓口 吾妻農業事務所(☎0279-75-2311)/県庁技術支援課(☎027-226-3074)

※令和6年度に免税軽油に係る制度改正があり、運用方法に変更が生じる場合がございます。

それに伴い、来年度使用分の免税証は、4月以降の配布を予定しておりますのでご承知おきください。

令和5年度共同募金のお礼とご報告について

昨年10月には『赤い羽根共同募金』、12月には『歳末たすけあい募金』と村民の皆様には戸別募金、学校・法人募金と、たくさんのご寄付をいただきまして誠にありがとうございました。

皆さまからお預かりした貴重な浄財は、社会福祉活動やボランティア活動、支援を必要とされる村民の方への歳末慰問金として、活用させていただきます。ご協力いただき心より感謝申し上げます。

令和5年度 歳末たすけあい募金の内訳

行政区	件数	千円未満	件数	千円以上	件数	二千元以上	件数	三千円以上	件数	五千元以上	件数	計
原	109	54,500	4	4,000	1	2,000			1	5,000	115	65,500
本宿	95	46,900	9	9,000	2	4,000	1	3,000	3	15,000	110	77,900
新田	136	68,141	13	13,000	1	2,000	1	3,000	3	15,000	154	101,141
五領	74	37,000	7	7,000					1	5,000	82	49,000
判形	110	55,000	18	18,000	1	2,000			3	15,000	132	90,000
役原	49	23,600	2	2,000	1	2,000					52	27,600
関田	44	22,010	8	8,000	1	2,000			2	10,000	55	42,010
戸室	49	24,500	8	8,000	1	2,000					58	34,500
火の口	26	13,000	4	4,000							30	17,000
北之谷	36	17,600	5	5,000			1	3,000			42	25,600
熊野	51	25,500	2	2,000					1	5,000	54	32,500
梅沢	55	27,500	3	3,500	2	4,000			1	5,000	61	40,000
茶屋ヶ松	18	9,000									18	9,000
小計①											963	611,751

個人・法人の氏名及び名称	計	合計(小計①+②)	740,702
高山村運輸倉庫株式会社 様	100,000		
本宿八起会 様	28,330		
篤志 様	621		
小計②	128,951		

令和5年度 赤い羽根共同募金内訳

行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)
原	33,700	判形	55,500	火の口	10,200	茶屋ヶ松	8,700
本宿	35,400	役原	19,500	北之谷	15,600	小計①	320,500
新田	53,100	関田	21,000	熊野	16,500		
五領	25,500	戸室	18,300	梅沢	7,500		

小学校	7,571
中学校	7,848
小計②	15,419

合計①+②	335,919
-------	---------